○警察行政職員の技能試験官の被服貸与に関する規程

平成７年７月３１日

福岡県警察本部訓令第１５号

（題名改称）

福岡県警察自動車運転免許試験官の被服貸与に関する規程（昭和４２年福岡県警察本部訓令第１４号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この訓令は、交通部運転免許試験課の自動車運転免許試験場の警察行政職員の技能試験官（以下「技能試験官」という。）に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与品の品目等）

第２条　技能試験官に貸与する被服及び試験官章（以下「貸与品」という。）の品目、員数及び貸与期間は、次表のとおりとする。

品目	員数	貸与期間
冬帽子	１個	１６月
合帽子	１個	１６月
夏帽子	１個	１６月
冬服	１着	１２月
合服	１着	１２月
夏服	１着	４月
冬ワイシャツ	１着	４月
合ワイシャツ	１着	４月
冬ネクタイ	１本	４月
合ネクタイ	１本	４月
試験官章	２個	永年

２　貸与品の制式等は、別表のとおりとする。

３　交通部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）は、貸与品の損耗が甚だしく、着用又は着装に耐えない場合及び貸与品の予算が削減された場合は、第１項の規定にかかわらず、貸与品の員数を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

（着用期間）

第３条　貸与品のうち、被服の着用期間は、次表のとおりとする。ただし、運転免許試験課長は、気候等の状況により必要があると認める場合は、その期間を変更することができる。

品目	着用期間
冬帽子　冬服　冬ワイシャツ　冬ネクタイ	１２月１日から翌年３月３１日まで
合帽子　合服　合ワイシャツ　合ネクタイ	４月１日から５月３１日まで及び１０月１日から１１月３０日まで
夏帽子　夏服	６月１日から９月３０日まで

（服装等）

第４条　技能試験官は、勤務中は、前条に定める着用期間に応じて、冬・合・夏帽子、冬・合・夏服、冬・合ワイシャツ及び冬・合ネクタイを着用し、試験官章を着装するものとする。

（返納）

第５条　技能試験官は、離職又は休職となったときは、速やかに当該貸与品を運転免許試験課長に返納しなければならない。

（貸与品の処分伺い）

第６条　運転免許試験課長は、貸与品のうち、棄却処分をする必要があると認められるものがあるときは、その旨を総務部長に報告の上指示を受けるものとする。

（貸与状況の把握）

第７条　運転免許試験課長は、貸与品の貸与状況を明確にしておかなければならない。